



# ピチピチ 消費生活だより

令和5年5月号

こんにちは! 岡山市消費生活センターです!  
風薫るさわやかな季節となりましたが、いかがお過ごしでしょうか? 今月は点検商法についての情報をお届けしますので、ご家族やご友人の間で話題にしていただければと思います。

## 【事例】

近所で工事をしているという業者が突然訪問してきて、「おたくの屋根が浮いているのが見えた。無料で点検する。」と言われたので、依頼した。点検後、屋根の写真を見せられ「このままでは危険だ」と言われたので屋根工事の契約をしてしまった。

点検商法  
に注意!

## 【ひとことアドバイス】



※消費者庁イラスト集より

- ★突然訪問してきた事業者に安易に点検させないようにしましょう。
- ★補修工事の勧誘をされても、その場では契約せず、複数の事業者から見積もりを取るようにしましょう。
- ★大雨や地震、台風などのあとに、火災保険や地震保険を使って無料で修理しないか、と勧誘してくる事業者もいます。話をうのみにせず、自分で加入先の保険会社に確認しましょう。
- ★困ったこと、不安なことがあれば、消費生活センターにご相談ください。

「おかしいな」「困ったな」と感じたら、気軽にご相談ください。

岡山市消費生活センター

相談専用 : ☎ (086) 803-1109

(消費者ホットライン188も可)

受付時間 : 月~金曜日 9時~16時

(祝日・年末年始除く)

消費生活相談  
フォームによる  
ご相談は  
こちらから→

